

令和6年7月1日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和5年(ワ)第16818号 宗教ヘイト等損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年4月22日

判 決

5 東京都目黒区東山3-1-11 サンサーラ東山202

原 告 世界平和女性連合
上記代表者会長 堀 守子
上記訴訟代理人弁護士 徳永信一

横浜市中区本町2-19 弁護士ビル4階 関内法律事務所

10 被告 平岩敬一
(以下「被告平岩」という。)

札幌市豊平区月寒中央通7-2-1 郷路法律事務所

被 告 郷路征記
(以下「被告郷路」という。)

15 新潟市中央区上所1-1-24 Nビル2階 新潟合同法律事務所

被 告 中村周而
(以下「被告中村」という。)

岡山市北区番町1-1-6 新番町ビル4階 河田大本寺山共同法律事務所

20 被告 河田英正
(以下「被告河田」という。)

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階 東京共同法律事務所

被 告 山口 広
(以下「被告山口」という。)

25 東京都港区西新橋3-15-12 鹿児島ビル8階 田村町総合法律事務所

被 告 川 井 康 雄

(以下「被告川井」という。)

同訴訟代理人弁護士 渡 辺 博

東京都千代田区麹町4-7 麹町パークサイドビル3階 リンク総合法律
事務所

被 告 紀 藤 正 樹

(以下「被告紀藤」という。)

上記7名(平岩敬一を除く)訴訟代理人弁護士

平 岩 敬 一

上記7名(郷路征記を除く)訴訟代理人弁護士

郷 路 征 記

上記7名(中村周而を除く)訴訟代理人弁護士

中 村 周 而

上記7名(河田英正を除く)訴訟代理人弁護士

河 田 英 正

上記7名(山口広を除く)訴訟代理人弁護士

山 口 広

上記7名(川井康雄を除く)訴訟代理人弁護士

川 井 康 雄

上記7名(紀藤正樹を除く)訴訟代理人弁護士

紀 藤 正 樹

上記7名訴訟代理人弁護士 飯 田 正 剛

木 村 壮 壯

澤 藤 大 河

江 川 剛 剛

高 津 尚 美

5

10

15

20

25

介士介臣子之亮博嗣穂郎三み郎
 筒口木部森川辺内田本合浦田
 井山佐々阿中堀東中渡久吉瀧谷杉津
 大貴大克麻智麗川正太周ひ二
 由子之亮博嗣穂郎三み郎
 5
 10
 15
 20
 25

ほか

主 文

1. 原告の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1. 被告らは、原告に対し、連帶して、330万円及びこれに対する令和5年6月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
2. 被告紀藤は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和5年6月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、権利能力なき社団であるとする原告が、弁護士である被告平岩、被告郷路、被告中村、被告河田、被告山口及び被告川井が、「全国靈感商法対策弁護士連絡会」（以下「本件連絡会」という。）の名称で発出した声明（以下「本件声明」という）及び本件声明発出後の記者会見中にされた被告紀藤の発言が原告の名誉を毀損するものであると主張して、不法行為に基づき、被告らに対し、連帶して3300万円（慰謝料3000万円、弁護士費用300万円）及びこれに対する不法行為日である令和5年6月15日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告紀藤に対し、330万円（慰謝料300万円、弁護士費用30万円）及びこれに対する不法行為日である同日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によつて容易に認められる。

(1) 当事者

ア 原告は、平成4年4月に設立された国連NGOであるWomen's Federation for World Peace Internationalの日本支部として、同年9月に設立された団体である（甲5）。原告は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「本件教団」という。）と創設者を同じくする団体である。

イ 被告らは、いずれも、本件教団による被害の救済を掲げて発足した本件連絡会の代表世話人、事務局長等の立場にある弁護士である。

(2) 本件声明

本件連絡会は、令和5年6月15日、同連絡会名義で、全国の各自治体を名宛人として、別紙のとおり下記アからウの表現を含む「世界平和女性連合の女子留学生日本語弁論大会について」と題する本件声明を発出した。本件

声明には、被告平岩、被告郷路、被告中村、被告河田及び被告山口が代表世話人として、被告川井が事務局長として記載されている（甲3）。

ア 「旧統一教会のダミー団体である世界平和女性連合は、本年6月10日から7月29日にかけ、「2023年WFWP留学生日本語弁論大会」なるイベントを全国各地で相次いで開催予定としているところ、同イベントに会場の使用許可をしないようにして頂きたい。」（以下「表現1」という。）

イ 「世界平和女性連合は、上記のような被害者を獲得するための旧統一教会の「かくれみの」的団体の一つである。」「多数の女性が、その正体が旧統一教会であることを隠されたままで、世界平和女性連合に誘われ、その活動に従事させられている。世界平和女性連合は、ボランティア組織を仮装した旧統一教会の資金集め、人集めのための団体なのである。」（以下「表現2」という。）

ウ 「世界平和女性連合の派遣員が運営していたモザンビークの学校において、旧統一教会の布教を強く意識した学校活動が実施されていたとして外務大臣表彰が取り消されている」「奈良県において世界平和女性連合が手芸サークルの活動であると称して布教活動を行い」「世界平和女性連合が現在でも正体隠しの活動をしていることが明らかとなっている。」（以下「表現3」という。）

20 (3) 被告紀藤の発言

被告紀藤は、本件声明発出後に本件連絡会が開いた記者会見において、本件声明を紹介するとともに、「自治体が（会場を）貸すのと、民間が貸すのとでは明らかに次元が異なる。政教分離の観点からも問題がある。貸すこと自体が憲法違反だ。」（以下「表現4」という。）と発言した。

25 2 爭点及び争点に関する当事者の主張

(1) 爭点(1)（原告の当事者能力の有無）

5 (原告の主張)

原告は、権利能力なき社団といえるから、当事者能力を有する。

すなわち、原告は、東京に事務所を置き、全国の連合会を会員とし、本部と連合会を基本組織とするなど、団体としての組織を備えており、総会等で多数決の原則が行われている。また、原告は、連合会の会員や会長の変更にもかかわらず団体として存続しているほか、組織によって代表の人選方法・役割、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定している。したがって、原告は、権利能力なき社団であるといえる。

10 (被告らの主張)

原告は、権利能力なき社団とはいえないから、当事者能力を有しない。

すなわち、原告の代表者がどのように役員及び代表者に選任されたか証拠上明らかでなく、原告において多数決の原理も行われていないから、権利能力なき社団とはいえない。本件訴えは却下されるべきである。

15 (2) 争点(2) (表現1～4の名誉毀損該当性)

ア 表現1～4による原告の社会的評価の低下の有無について

20 (原告の主張)

一般人の通常の注意と読み方を基準にすれば、表現1～3は、原告が本件教団の「ダミー団体」ないし「かくれみの」的団体として発足し、本件教団と一体となって違法行為を行っており、現在も正体隠しの布教活動を行っていると受け止められるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

また、表現4は、原告が主催する弁論大会が「宗教活動」であることを前提とするものであり、政教分離原則の憲法解釈を誤ったもので、原告の社会的評価を低下させるものである。

25 (被告らの主張)

表現1～3は、原告を批判の対象とするものではなく、本件教団による

正体を隠した伝道を批判の対象とするものであるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。

また、表現4は、自治体による会場貸出しの行為が政教分離違反になるものとして、自治体の対応を批判するものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 表現1～4についての真実性、相当性の抗弁の成否について

(被告らの主張)

(ア) 表現1～4は、本件教団による正体隠しの勧誘に公共の施設が利用されているという公共の利害に関する事実について、全国の自治体に対し、原告に公共の施設を利用させることの問題について警鐘を鳴らし、公益を図ることを目的としたものである。

(イ) 本件教団の活動をまとめた文書において、原告の活動が紹介されていること、本件教団と原告が実質的に別個の団体であるといえるか疑問があるとした裁判例があること、原告のモザンビークにおける学校運営に関する活動について、外務大臣が「本件教団の布教を強く意識した学校活動を実施していた」などと述べていることからすると、表現1～4の論評の前提となる原告が本件教団のダミー団体であるとの事実は、真実であるか、被告らにおいて、真実であると信ずるにつき相当な理由があった。

(ウ) 表現1～4は、論評としての域を逸脱していない。

(原告の主張)

(ア) 表現1～4の前提となる、原告が本件教団の支配下にある団体であるという事実は、原告が本件教団から独立して公益活動を行っている自律的なボランティア団体であるという事実と矛盾し、真実ではなく、被告らにおいて、真実であると信ずるにつき相当の理由もなかった。

(イ) 表現4は、宗教ヘイトを構成する宗教差別によって原告の尊厳を蹂躪

し、政教分離の曲解解釈に基づく欺瞞的発言であり、論評としての域を逸脱する。

(3) 争点(3) (原告の損害の有無及び額)

(原告の主張)

表現1～4によって原告の社会的評価が低下し、そのことによって原告に生じた損害は、表現1～3について3000万円、表現4について300万円を下回ることはない。

(被告らの主張)

争う。

10 第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告の当事者能力の有無)について

(1) 権利能力なき社団に該当するためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要するものと解される（最高裁昭和35年（オ）第1029号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）。

(2) これを本件についてみると、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、全国の連合会を会員として本部と連合会を併せて基本組織を構成し（世界平和女性連合規約5条、9条(2)）、役員の選任等の運営に関する重要事項の議決・承認を総会の出席者の過半数で行い（同規約17条、18条）、代表者として会長を1名置くとともに（同規約10条(1)、11条(1)）、資産及び会計に関する定めを設け（同規約24～31条）、連合会の会員の変更にかかわらず団体として存続していることが認められる。

上記認定事実によれば、原告は、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織に

よって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していると認められるから、権利能力なき社団であると認められる。

したがって、原告は、当事者能力を有しているというべきである。

2 爭点(2)（表現1～4の名誉毀損該当性）について

5 (1) 判断の枠組み

表現行為によって他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

10 また、表現行為によって他人の社会的評価が低下する場合でも、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなどの意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものであり、真実であることの証明がなくとも、行為者において上記事実を真実と信じるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるものと解される（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

20 (2) 表現4について

表現4は、弁護士である被告紀藤が、自治体が原告に会場を貸すことが、政教分離の点で問題があるとの法的意見を表明したものにとどまるのであって、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準としても、被告紀藤が自治体

に対して政教分離の観点を意識した対応を求めたことを認識することができ
るにすぎず、これによって原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(3) 本件声明について

本件声明は、本件教団による被害の救済を目的として発足した本件連絡会
が、全国の各自治体に対して、原告が実施を計画していた「2023年WF
WP留学生日本語弁論大会」について、会場の使用許可をしないことを求める
目的で発出されたものであり、その内容の全体をみれば、①本件教団が反
社会的な活動を行う団体であることを記載し、②原告は本件教団の「別働
隊」、「かくれみの」であるとして原告が本件教団と一体の存在であることを
記載し、③自治体に対して、原告に施設を利用させることの問題点を指摘す
るという構成となっている。すなわち、本件声明の要点は、原告が本件教団
と一体の存在であることを強調する点にあるのであり、そのために、「ダミ
一団体」(表現1)、「かくれみの」(表現2)、「正体隠しの活動」(表現3)
などの表現が用いられているものといえる。

(4) 表現1～3による社会的評価の低下の有無

本件声明は、本件教団が、「一般市民に対し、印鑑、念珠（数珠）、石板、
壺、多宝塔、釈迦塔、人参濃縮液などを先祖の因縁を解放するためなどと欺
罔し、畏怖・困惑させて、不当に高い価格で売り付けたり、多額の献金・貸
付を強要したりする、いわゆる靈感商法や高額献金等」の反社会的活動を行
う教団であることを記載しており、表現1～3は、上記記載を前提として、
原告が本件教団と一体であることを記載するものであるから、原告が反社会
的活動を行う団体と同視される存在であることを記載したものであり、一般
の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告の社会的評価を低下さ
せるものといわざるを得ない。

(5) 表現1～3の違法性

本件声明は、上記のとおり、本件教団による被害の救済を目的として発足

した本件連絡会が発出したものであり、本件声明の全体をみれば、公共の利害に関する事実に関連し、かつ、その目的が公益を図ることにあることを認めることができる。

上記のとおり、本件声明の要点は、原告が本件教団と一体の存在であると
5 いう点にあるといえるところ、原告と本件教団が創設者を同じくする団体で
あって、創設者において原告の会長を任命する権限があるとされていること、
また、創設者が原告の究極の権威を有する象徴であるとされていることは、
いざれも原告が自認する事実である（令和5年10月23日付原告準備書面
10 参照）。本件声明は、これらの原告も自認する事実を前提に、表現1～3の
とおり、さまざまな表現を用いて本件教団と原告が一体の存在であることを
強調し、これに基づいて自治体に対して原告に会場の使用許可をしないこと
を求めるものであるから、本件声明においては、一定の事実を前提に、原告
が本件教団と同一視されるべき存在である旨の意見ないし論評が記載されて
いるとみるとることができる。

15 そうすると、本件声明の一部である表現1～3は、原告の社会的評価の低
下を招く表現であるとしても、原告が自認する事実からもうかがわれる原告
と本件教団との間の強い結びつきを前提に、原告と本件教団が同一視される
べき存在である旨の意見ないし論評を記載したものといえるものであるとこ
ろ、論評の前提となる事実のうち重要な部分については原告も自認するもの
20 であり、また、「ダミー団体」、「かくれみの」、「正体隠し」というやや穏当
を欠く表現が使用されているとしても、意見ないし論評としての域を逸脱し
た表現とまでは認められないから、いざれについても、違法性を有する表現
であるとはいえない。

(6) まとめ

以上とおり、表現4については、原告の社会的評価を低下させる表現で
はなく、表現1～3については、原告の社会的評価を低下させるものであつ

ても違法性を有する表現とはいえないから、表現1～4のいずれについても原告に対する名誉毀損は成立しない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

10

裁判長裁判官

新谷祐子



15

裁判官

齊藤敦



裁判官

永見理保



全国靈感商法対策弁護士連絡会

声明 世界平和女性連合の女子留学生日本語弁論大会について

2023年6月15日

全国の各自治体の皆様へ

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 平岩敬一（横浜）

代表世話人 弁護士 郷路征記（札幌）

代表世話人 弁護士 中村周而（新潟）

代表世話人 弁護士 河田英正（岡山）

代表世話人 弁護士 山口 広（東京）

事務局長 弁護士 川井康雄（東京）

第1 声明の趣旨

- 1 旧統一教会のダミー団体である世界平和女性連合は、本年6月10日から7月29日にかけ、「2023 WFWP 留学生日本語弁論大会」なるイベントを全国各地で相次いで開催予定としているところ、同イベントに会場の使用許可をしないようにして頂きたい。
- 2 今後とも、旧統一教会のダミー団体について注視し、同団体に施設の利用を許可することができないようにして頂きたい。

第2 声明の理由

1 旧統一教会の反社会性についてと正体隠しの活動

- (1) 昨年7月來の報道や被害者、元信者や元二世信者による発信により、世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）が靈感商法、高額献金などによる金銭被害に止まらず、家族が信者になったことによる家庭破壊、親が信者であった二世が受けた人権侵害などの被害を生み出し続けていることが明らかとなり、これを受け、文化庁宗務課が旧統一教会に対する宗教法人法に基づく解散命令に向け、質問権の行使を含め裁判所への申立てに向けて動いている現状にある。

- (2) 旧統一教会が、一般市民に対し、印鑑、念珠（数珠）、石板、壺、多宝塔、釈迦塔、人参濃縮液などを先祖の因縁を解放するためなどと欺罔し、畏怖・困惑させて、不当に高い価格で売り付けたり、多額の献金・貸付を強要したりする、いわゆる靈感商法や高額献金等による被害は、当連絡会が集計した被害者の相談だけでも、同封の資料第1のとおり 1987（昭和62）年から 2021（令和3年）年12月までの35年間に合計3万4537件、被害合計は約1237億円にのぼっており、現在もなお同様の被害相談が当連絡会だけではなく、全国の法テラスや全国統一教会被害対策弁護団にも寄せられている。これらの相談は氷山の一角であり、被害全体はさらに甚大な規模となるものである。
- (3) 旧統一教会は、「真（まこと）のメシヤ」であるとする文鮮明の指示により、「万物復帰」という教義の実践として、日本人信者に対し、強烈な資金集めとなる献金を、毎月目標額（ノルマ）を示して、その達成のための活動を継続させてきた。こうしたいわゆる靈感商法については強い社会的批判があり、再三にわたって献金や物品販売活動、ひいてはその信者勧誘活動についてまで、裁判所において旧統一教会の法的責任が認められてきたにもかかわらず、今でも旧統一教会による違法な手口による資金集めや信者勧誘活動は続いている。全ての日本人信者が、再臨のメシヤとあおぐ文鮮明やその後継者である韓鶴子（ハン・ハクチヤ）が、日本の組織に「いつまでにいくらを献金しろ」という過大な指示を出し続けるため、違法な手口による資金集めの活動を止めることができないのが実態である。違法な手口による資金集めの活動による被害は現在もなお続いている。全国各地から被害報告が届いている。
- (4) 旧統一教会の法的責任が認められた判決は少なくとも30件以上あり、これらによって、旧統一教会の伝道活動や資金獲得活動で用いられる手口が違法であることは、すでに確立された判断であるといえる。

さらに、こうした旧統一教会信者の行う違法な行為については特に2007年から2010年にかけ、各地で刑事上の捜査、摘発がなされ、有罪判決が下されるに至っている。

- (5) こうした旧統一教会の手口は、過去幾度かに亘り、マスコミの報道、裁判所の判決等により広く知られるようになり、旧統一教会にとって従来の手口の靈感商法による資金集めは困難になってきた。

そこで、旧統一教会はその正体を隠して、資産を有する高齢者、未亡人、主婦等に近づき、ビデオセンター（文化フォーラム）に通わせ、時間をかけて説得して献金を強要する外、その所有する不動産を担保に借金をさせて旧統一教会組織に提供させたり、銀行、サラ金から借金をさせたりしており、その種被害相談例が後を絶たない。

2 世界平和女性連合について

世界平和女性連合は、上記のような被害者を獲得するための旧統一教会の「かくれみの」的団体の一つである。京都地判平成14年10月25日は、世界平和女性連合が旧統一教会とは「実質的にも別個の団体であるといえるかは疑問

がある」と判示している。なお、旧統一教会の関連団体のリストは当連絡会のホームページ上でも掲載している。

世界平和女性連合は、旧統一教会の教祖文鮮明が女性信者の獲得と旧統一教会の資金獲得、社会的政治的な影響力の拡大のために信者に指示して組織させたもので、その総裁は韓鶴子（文鮮明の妻）であった。同連合の規約第3条（目的）を見ても、同連合が文鮮明の提唱する理念を拡大し、実現するための団体であることは明白であり、その理念の中には、靈感商法を実行せざるを得ない「万物復帰」の教義が組み込まれている。日本の世界平和女性連合の会長は、かつて、旧統一教会元会長であった江利川安栄が務めており、また、その事務局メンバーは旧統一教会信者であり、運営も旧統一教会信者によってなされているのである。

世界平和女性連合は、海外では主に発展途上国での国際協力活動、国内では海外支援のためのチャリティーイベントや啓蒙のための勉強会・セミナー等を行っていると宣伝している。しかし、これは表向きの活動に過ぎず、実情は、旧統一教会の別働隊として、旧統一教会の正体を隠して女性を伝道し、資金集めのターゲット獲得の窓口となり、また文鮮明の提唱する各種活動への動員の窓口となっている。多数の女性が、その正体が旧統一教会であることを隠されたままで、世界平和女性連合に誘われ、その活動に従事させられている。世界平和女性連合は、ボランティア組織を仮装した旧統一教会の資金集め、人集めのための団体なのである。現に、近年信者に配布されていた「統一運動を推進する統一グループ」と題する旧統一教会の内部資料でも、世界平和女性連合は「宗教の統一」「統一原理による全人類の救済」の項目に記載されている。

このような世界平和女性連合の問題点はこれまでもつとに指摘され、マスコミ等でも扱われているところであり、世界平和女性連合がボランティア組織を仮装した旧統一教会の資金集め、人集めのための団体であることは明白な事実である。

この点、昨年11月には、世界平和女性連合の派遣員が運営していたモザンビークの学校において、旧統一教会の布教を強く意識した学校活動が実施されていたとして外務大臣表彰が取り消されている（なお、東京地判平成14年8月21日では、中央アフリカに派遣された元信者が同国の大蔵クラスの女性を世界平和女性連合に勧誘する活動に従事した、と認定されている。）。また、本年2月には、奈良県において、世界平和女性連合が手芸サークルの活動であると称して布教活動を行い、利用団体としても別名称を用いて活動をしていたことが報じられており、世界平和女性連合が現在でも正体隠しの活動をしていることが明らかくなっている。

3 施設利用をさせることの問題点

- (1) 前記の通り、旧統一協会は現在、文化庁宗務課による質問権行使を受けており、宗教法人法の解散請求事由の1つである、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」の疑いがあるものといえる（宗教法人法81条1項1号、78条の2、1項）。

このことは、関連団体である世界平和女性連合についても同様であるところ、地方自治体は、その施設をその利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合には、施設の利用を拒否できるものと解される（地方自治法244条、泉佐野市民会館事件（最高裁判所平成7年3月7日））。

- (2) 当連絡会としては、女子留学生日本語弁論大会への参加を端緒として、あるいはそれ以外の正体隠しの伝道活動により、旧統一教会による勧誘と知らされないまま近づかれ、資産を奪われ人生を狂わされる市民や学生が出ることを深刻に憂慮している。

そこで、世界平和女性連合をはじめとする旧統一教会のダミー団体の動向を注視し、同団体に対し施設の利用許可をすることの無いようにして頂きたい。

4 全国の自治体議長宛てに提出されている陳情について

なお、当連絡会が本年3月18日付で出した「政治家の皆様へ 統一教会との関係断絶を求める声明」に対して、5月以降、全国の自治体の議長宛てに、「信教の自由を守る〇〇県民の会」などの名義で「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」なるものが提出され、旧統一教会との関係断絶等の決議を行わないよう求めているようである。

しかし、同陳情で指摘されている「憲法違反」なるものは全くあたらない。当連絡会は、全国の自治体・政治家の皆様に改めて旧統一教会との関係断絶を強くお願いしたい。

以上

これは正本である。

令和6年7月1日

東京地方裁判所民事第7部

裁判所書記官 西 村 万 葉

